

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

号外 2009. 6. 7

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

靖国合祀は違法に非ず!!!

これが 大阪地裁、2月26日、の判決です

原告要約

靖国神社は戦争遂行に役立った戦死・戦没者を祭神と(合祀)して讃えます。国のために一命を犠牲にした人は、国にとっては、神であるとみなすからです。と同時に、他国を侵略し、人々を殺傷するなど、極悪非道の戦争を、例外なく、自存自衛の戦争として正当化し、これからもどんどん戦争を行えるようにそなえます。ですから私たちの信仰の規範である

第一戒 「われはなんじの主なる神なり、
われのほか何者をも神とすべからず。」

第五戒 「なんじ、殺すなかれ。」

に反することはもちろん、「神お一人だけが絶対者」とも、「人みな神の子」「人間みな兄弟」とも相容れず、靖国にみる国家神道は平和の福音とは正反対のもの、最高法規である「日本国憲法」にも違反していることは言うまでもありません。

1943年4月に戦没した父西山忠一が靖国に合祀されていたことを2005年1月に知りました。直ちに合祀取消しを求めましたが、ラチがあかず、仕方なく、2006年8月に大阪地裁に合祀取消しと国の共同不法行為からの救済を求めました。原告9人での**日本初の法廷闘争**でした。そして得たのが2月26日の判決「**靖国合祀は違法に非ず**」でした。

その理由の大筋は

「原告たちに信教の自由が認められているように靖国神社にも同様である。前者が後者の自由を不快に感じたとしても原告たちの権利利益を損なっていないから、回復には値しない。不法行為がないのであるから、国にも共同不法行為は成立せず、いずれの請求にも理由なく、棄却する。」

でした。福音の真髄にも最高法規にも違反する判決であることは明らかですが、このまま引き下がっては、以後問答無用、解決不能となり、私たちも同罪となってしまいます。

靖国神社合祀取消し訴訟

控訴審 第1回口頭弁論
2009年7月10日(金) 午後3時
大阪高裁 202号法廷

【傍聴抽選券配布 午後2時】

大阪高裁へ控訴、ご支援を切に願います！

この不首尾と非力を恥じ、神と人へのお詫びを胸に
3月6日正午前、大阪高等裁判所へ判決不服の控訴を
 いたしました。苦汁の決断でした。特に、「蟻の一穴」
 となるために、これまでの弁護士、事務局、支える会、
 とは袂を別たれ、単独での控訴となったのですから。
 しかも健康不十分ななかでの闘い、しかし「理はわれ
 にある」のは歴然、信仰と良心の求めるものであれば
 神のみ恵みも心ある人々の助けも、きっと、お与えい
 ただけるものと信じます。支援と関与を続けてくださ
 るよう、そして、呼びかけあってくださるように、切
 にせつに、お願い申し上げる次第です。平和の福音の
 約束、正義と平和の実現は仮初のものではないはずで
 すし、決して、そうさせてはならないと願います。

ご理解、ご支援、を切に切に祈ります。

西山俊彦

宗教における強制は、他のいかなる事柄における
 強制とも特に明確に区別される。私がむりに従わさ
 れる方法によって私が裕福となるかもしれないし、
 私が自分の意に反してむりに飲まれた薬で健康を
 回復することがあるかもしれないが、しかし、自分
 の信じていない神を崇拝することによって私が救わ
 れようはずがないからである。 — J. ロック —

憲法第二十条
 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。
 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治
 上の権力を行使してはならない。
 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参
 加することを強制されない。
 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教
 的活動もしてはならない。

靖国合祀

取り消し請求棄却

大阪地裁 法的利益認めず

第二次世界大戦の戦害されたとして、靖国神社への合祀取り消しを求めた原告の主張する権利は、法的利益と認められなかった。大阪地裁は、合祀という宗教行為に、法的利益を認めず、原告の請求を棄却した。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。

同神社が被告となった訴訟の初の司法判断で、東京と那覇両地裁で係争中の同様の訴訟にも影響しそうだ。(1面に関連記事)判決は合祀について「遺族らの同意・承認を得ることが社会的儀礼としては望ましい」と指摘したが、「合祀行為には強制や不利益

靖国神社 明治政府が1869年(明治2年)に戊辰(ぼしん)戦争の戦死者慰霊のため「東京招魂社」として創建。1879年(明治12年)に靖国神社に改称した。第二次大戦後、連合国軍総司令部(GHQ)の「神道指令」によって国家

神道が廃止され、一宗法人となつた。明治維新から太平洋戦争までの戦死者ら24万6000余に祭神としている。1978年からB、C級戦犯の合祀が始まり、78年に東条英機元首相ら東京裁判H(高)の「神道指令」によって国家

た。原告は近畿、四国、中国、北陸に住む82歳の男女。訴えは、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。

たり100万円の慰謝料も求めていた。この点について判決は「国の行為は、多数の合祀を行う上で重要な要素をなしたが、合祀は神社が最終決定した」として棄却した。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。原告は、戦中戦後に合祀された軍人・病死者の氏名を抹消するよう求めた。靖国神社への合祀は、憲法上の権利として認められ、取り消しを要する。

【川辺康巳】

靖国合祀取り消し棄却

「魂返せ」願い届かず

神父遺族 怒りあらわ



請求を棄却され、憤りを語る原告の西山俊彦さん（中央）
大阪府北区の大阪地裁で26日午前11時22分、三村政司撮影

「肉親の魂を返して 靖国神社への合祀取り消しを求めた訴訟で、消しを求めた訴訟で、かななかった。旧日本軍 大阪地裁は26日、原告の軍人・軍属の遺族が 側の訴えを全面的に退

けた。同神社そのものを被告とする初めての訴訟を提起して約2年半。「同意なく肉親をまつられ、耐えがたい精神的苦痛を味わっている」と訴えてきた原告たちは全面敗訴の判決に怒りをあらわにした。

「原告の訴えを棄却する」。午前11時、大法院で村岡裁判長が原告全員の敗訴を告げると、原告側の支持者様のお役に立つよう

う内容。「遺族の意思に反した合祀は正当化できない」と提訴に踏み切った。「亡き父母と私たち家族の尊厳を回復する裁判。敗訴しても最高裁まで闘つ」と語っていた西山さん。口を真一文字に結び、村岡裁判長が告げる判決要旨に耳を傾けた。

【解説】 戦没者遺族が靖国神社への合祀取り消しを求めた訴訟で原告敗訴を言い渡した大阪地裁判決は、「宗教上の感情が害されただけでは法的利益の侵害とはいえない」とした「自衛官合祀拒否訴訟」の最高裁判決（88年）を踏襲した判断と見える。

同訴訟は、キリスト教徒の妻が山口県護国神社に合祀された自衛官の夫の合祀申請取り消しを国に求めた。最高裁は妻が侵害されたとした「宗教的人格権」を、保護すべき法的利益と認めなかった。仮に認めれば、逆に護国神社の信教の自由を妨げる恐れがある。宗教行事を強制されるような場合でない限り、寛容であるべきだという考え方が、合祀という宗教行為への法的判断は、裁判所法で訴訟の

非宗教化議論深めよ

対象外とされるため、今回の訴訟で原告側は、霊魂（れいじ）縛などからの氏名の削除を求めた。さらに「宗教的人格権の代わりに「故人としての本人格権」という普遍的な権利を掲げ法的救済を求めたが、最高裁判決を覆せなかった。

この訴訟は、小泉純一郎元首相による靖国参拝を巡り各地で起された「靖国参拝違憲訴訟」の延長線上にある。最高裁判決に従う以上、司法の場で「自分自身の方法で追悼したい」との訴えが認められるのは困難だ。原告らの心情を酌むためにも、小泉元首相の参拝を契機に浮上した靖国神社の非宗教化や新たな国立追悼施設建設案などの議論を深める必要がある。

「靖国問題」など宗教と戦争に関する研究や、希望に沿えない」とい

ご支援、ご協力をお願いいたします

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/> (判決要旨、判決骨子掲載)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきます。ご了承ください。